



2024 年度

「民間公益活動を推進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく

支援対象団体公募要領

「筑後川関係地域の子ども若者支援の持続可能性向上 プログラム」

～次世代に想いと活動をつなぐ組織基盤強化と環境整備～



2025 年 5 月

[一般財団法人ちくご川コミュニティ財団]

目次

第Ⅰ編 公募について	2
1章 公募の趣旨	2
01 趣旨	2
02 休眠預金等交付金に係る資金の活用により目指す姿	4
03 休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則	4
04 優先的に解決すべき社会の諸課題	4
2章 支援対象となる活動	5
3章 支援対象となる団体	8
01 支援対象団体とその役割	8
02 事業の評価	8
03 申請資格要件	8
04 申請時の注意事項	9
第Ⅱ編 申請について	10
1章 申請手続き	10
01 公募期間・スケジュール	10
02 申請方法	10
03 申請に必要な書類	11
04 公募説明会・個別相談の実施	12
2章 審査結果の通知等	14
01 審査結果の通知方法	14
02 審査結果の情報公開	14
3章 審査について	14
01 選定基準等	14
02 優先的に選定される団体	16
第Ⅲ編 選定から活動終了まで	17
1章 支援の流れ	17
01 事業期間中の主な流れ	17
02 役務提供契約及びその要点	18
2章 その他	19
01 個人情報の取扱いについて	19
お問い合わせ先	19

第 I 編 公募について

1 章 公募の趣旨

01 趣旨

我が国においては、人口減少、高齢化及び国際化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が生じており、国民生活の質や水準への影響等、様々な社会課題に直面しています。一方で、様々な社会課題の中には、法制度や予算等の仕組み上、既存の施策では十分な対応が困難であり、国及び地方公共団体では対応が困難な課題が多くあります。

これらの社会課題の解決に資する民間公益活動を促進するための「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号）」（以下「法」という。）等¹に基づき、一般財団法人日本民間公益活動連携機構²（以下「JANPIA」という。）は、法に基づく指定活用団体として、2019 年度より民間公益活動を行う団体に対して、助成を行ってきました

これまで、幅広い助成事業が実施され、その多くで所期の成果がもたらされている一方で、ソーシャルセクターの担い手の育成の必要性が確認されました。そこで、[民間公益活動の担い手または、将来的に担い手を目指す団体（支援対象団体）]に対して、専門的なアドバイスや支援を行う活動支援団体の制度が開始され、2024 年度の公募において、ちくご川コミュニティ財団が採択されました。

なお、本制度における活動支援団体等の定義は以下のとおりです。

（1）活動支援団体

活動支援団体は、後述する（2）の支援対象団体に対して、当該団体が抱える事業実施や組織運営に係る課題の解決を目的に、専門的なアドバイスや支援を行う団体を指します。

（2）支援対象団体

支援対象団体は、民間公益活動の担い手又は将来的に担い手となることを目指す団体等で、活動支援団体によるアドバイスや支援を受ける団体等（個人を含む）を指します。

（3）活動支援プログラム

支援対象団体が抱える課題解決を目的として、活動支援団体が支援対象団体を対象に行う非資金的支援の対象や方法をまとめたプログラムを指します。

¹休眠預金等活用制度について：民間公益活動促進のための休眠預金等活用 - 内閣府 (cao.go.jp)

²一般財団法人 日本民間公益活動連携機構 (JANPIA)、[JANPIA の 10 項目のミッションと 7 項目のバリュー](#)

活動支援団体の制度創設の効果

活動支援団体の制度では、休眠預金等を原資とした助成金を活用した支援プログラムの実施によって、「資金支援の担い手（既存の資金分配団体を含む）」、「民間公益活動を実施する担い手（既存の実行団体を含む）」の育成や運営体制の強化を目指していきます。

■ 活動支援団体の制度創設の背景と目的

目的

民間公益活動の活発化と社会課題解決の加速に向けた、

- ・新たな民間公益活動の担い手の育成と制度への参入の促進
- ・民間公益活動の担い手の自立の促進
- ・資金支援の担い手の育成・強化

活動支援団体の制度創設の背景

休眠預金活用等事業の現場の課題感として、

- ・民間公益活動の担い手の組織基盤（事業実施ノウハウ・体制・資金等）は、事業を安定的かつ継続的に実施しうる状況にあるか。
- ・地域における社会課題解決の担い手や支援のリソースは十分か。
- ・多様な地域や分野等での休眠預金等の資金のさらなる活用のための、資金支援の担い手の数や機能は十分か。

活動支援団体による支援

活動支援団体は、支援対象団体が目指すべき姿や実現したい事項に対し、各活動支援団体が有する専門性をいかした非資金的支援（活動支援プログラム）を伴走型等で行うこと等を通じて、「資金支援の担い手」及び「民間公益活動を実施する担い手」を育成する中心的な役割を担うことが期待される。

資金支援の担い手（既存の資金分配団体を含む）の育成や運営体制の強化により、

- ・多様な主体や地域、分野等での休眠預金等の活用が進むことで、民間公益活動が活発化し、社会課題の解決が加速
- ・資金分配団体の所在空白地域の解消へ

民間公益活動を実施する担い手（既存の実行団体を含む）の育成や運営体制の強化により、

- ・新たな担い手の発掘や育成によって休眠預金等活用事業採択後の速やかな事業着手を可能とする
- ・社会課題解決の質の向上、組織基盤の強化、事業・組織の持続性の向上

注：本公募要領において「民間公益活動の担い手」とは、既存の資金分配団体や実行団体をはじめ、民間公益活動を実施する担い手やその活動を支援する担い手をいいます。

02 休眠預金等交付金に係る資金の活用により目指す姿³

休眠預金等交付金に係る資金（以下「休眠預金等に係る資金」という。）の活用目的は以下2点です。

- 1 国及び地方公共団体が対応することが困難な社会課題の解決を図ること
- 2 民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間公益活動に係る資金を調達することができる環境を整備すること

これらの目的を達成することで以下のような効果が期待されます。

社会課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みが構築される

民間公益活動を行う団体等が民間の資金を自ら調達して事業の持続可能性を確保する

我が国の社会課題解決能力が飛躍的に向上する

持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献する

本事業の財源である休眠預金等は国民の資産であることから、国民をはじめとするステークホルダーに対する事業の透明性や説明責任を果たすとともに、事業による成果の可視化も求められます。そのため休眠預金活用事業では、事業評価の実施を重視します。また、民間公益活動の持続可能性を担保するために、民間公益活動を担う組織能力強化を目的とした伴走支援に重点を置いています。

03 休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則⁴

休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針において「休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則」が定められています。この基本原則に基づいて、休眠預金等に係る資金を活用する指定活用団体、資金分配団体、活動支援団体、実行団体及び支援対象団体は業務を遂行することが求められます。基本原則は以下の9項目から構成されています。

- (1) 国民への還元
- (2) 共助
- (3) 持続可能性
- (4) 透明性・説明責任
- (5) 公正性
- (6) 多様性
- (7) 革新性
- (8) 成果最大化
- (9) 民間主導

04 優先的に解決すべき社会の諸課題

休眠預金活用事業において優先的に解決すべき社会の諸課題は以下のとおりです。

[優先的に解決すべき社会の諸課題]

- (1) 子ども及び若者の支援に係る活動
 - ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
 - ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援

³ 「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」P3~4

⁴ 「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」P5~8

- ③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
- (2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
 - ④ 働くことが困難な人への支援
 - ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
 - ⑥ 女性の経済的自立への支援
- (3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
 - ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
 - ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

このうち、本公募により支援する民間公益活動では、

(1) 子ども及び若者の支援に係る活動

- ・ 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
- ・ 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
- ・ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援

(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

- ・ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援

の解決を目指しています。

2章 支援対象となる活動

01 公募にあたって～事業に込めた想い～

1998年にNPO法が施行されてから27年が経過し、立ち上げ当初の代表者が高齢化するという課題が顕在化している。内閣府の調査によると2024年10月時点で、日本のNPO法人認証数は49,611となっており、2018年をピークに減少傾向にあり、解散数は増加している。その背景には、ミッション達成の困難さ、人材・財源の不足、代表者の高齢化と後継者不足などの課題が複雑に絡み合っている。代表交代の意向を持つ団体は多いものの、次の代表が内定している割合はわずか1割にとどまり、「適切な候補者が見つからない」ことが大きな課題となっている。

まず、CSO が直面する人材不足を解消するため、JICA 海外協力隊の OBOG と連携したマッチング会やボランティア・プロボノの紹介等を行い、次世代の担い手との出会いを創出する。業務リストの作成、マニュアル化など組織内の人材育成の仕組みも整えていく。事業面では、PCM（プロジェクトサイクルマネジメント）を活用した事業設計支援や、NPO マネジメント診断による組織診断を実施し、現状の課題を明確化した上で具体的な個別伴走支援計画を立案する。また、事業の成果を発信するため、広報物の制作支援や SNS・メディア活用の伴走支援を実施し、CSO が地域社会に対して活動の意義を伝えられるようにする。これにより、共感に基づく寄付収入の増大を図り、財源を成長させ、次世代が生業として活動に関われることを目指す。次に、中核リーダーの育成を重点課題とし、リーダー層へのスキル移転や権限委譲を促進する。これにより、代表者への過度な依存を減らし、次世代の担い手が主体的に事業を運営できる体制を構築する。特に、組織のミッションやビジョンを次世代に共有し、事業継承を円滑に進めるための支援を行う。さらに、地域円卓会議やオンラインコミュニティを活用し、CSO 同士や地域の関係者との連携を促進する環境整備も行う。事業終了後 5 年後に CSO に人材の循環が生まれ、組織・事業・財源の持続可能性が向上することで、子ども若者に関する社会課題が解決されやすい地域となっていることを目指す。

■活動支援プログラム

項目	内容
事業名	筑後川関係地域の子ども若者支援の持続可能性向上プログラム ～次世代に想いと活動をつなぐ組織基盤強化と環境整備～
長期アウトカム/事業終了 10 年後に目指す状態	筑後川関係地域において、困難を抱える子ども若者とその家庭を支援する CSO の支援を受けて育った子ども若者が CSO の次世代を担う人材となり、地域の持続可能性向上に貢献している
中期アウトカム/事業終了 5 年後に目指す状態	困難を抱える子ども若者とその家庭を支援する CSO に人材の循環が生まれ、組織・事業・財源の持続可能性が向上することで、子ども若者に関する社会課題が解決しやすい地域となっている。
事業期間	2025 年 11 月～2028 年 2 月頃まで ※公募の状況や選定後の契約に係る手続き次第で開始時期が前後する場合あり
採択予定団体数	8 団体程度
対象となる団体	活動分野：経済的困窮（ひとり親世帯）、児童虐待、障がい・病気、産前産後期、不登校・引きこもり、外国ルーツ等により困難を抱える子ども若者とその家庭を支援する CSO 組織形態：NPO 法人、一般社団法人、任意団体※但し、事業期間中に法人化を目指す団体 予算規模：小規模 A（100～500 万円未満）～中規模 C（500～1,500 万円未満） ※本区分は、弊財団がこれまでに支援した団体の予算規模をもとに独自に分類したもの ※支援対象団体に対する資金支援（助成・寄附等）は実施しません。 組織の成長のステージ：次世代（20～40 代）の積極的な参画を図り、中核リーダーの育成、短期～中期的（1～5 年）に権限委譲、事業継承を考えている団体。

<p>対象地域</p>	<p>本事業では、筑後川関係地域（福岡県全域、佐賀県東部※1、大分県日田市、熊本県小国町・南小国町・荒尾市）を対象としています。</p> <p>このうち、休眠預金等活用事業の実行団体がこれまで存在しない「空白地域」や、中間支援団体による支援が少ない地域（福岡市以外の福岡地域、北九州市以外の北九州地域、久留米市以外の筑後地域）を中心とします。</p> <p>※福岡県の地域の詳細については以下の URL をご覧ください。 https://ijuu-teijuu.pref.fukuoka.lg.jp/municipalities/local.html</p> <p>※1：佐賀県東部（神崎市・吉野ヶ里町・鳥栖市・基山町・みやき町・上峰町）</p>
<p>当財団が支援対象団体に対して、予定している非資金的支援の内容（伴走支援）</p>	<p><支援対象団体の組織基盤強化> ～組織・事業・財源・環境整備～</p> <p>【全団体共通の伴走支援】</p> <p>①組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織診断の実施結果をもとに個別伴走支援 ・マネジメント層へのヒアリングを通じ、ビジョン・ミッションの言語化 ・ドロッカーのマネジメントをもとにした人材育成の仕組みの確立 ・人材のマッチング（人材例：JICA 青年海外協力隊経験者等） ・ボランティア・プロボノの確保 ・関係者（企業、行政、他の CSO）との連携についての支援 ・理事会（役員会）運営についての支援 ・規定類整備の支援 <p>本事業において組織に対する支援を重視しています。</p> <p>【組織診断結果に応じた個別伴走支援】</p> <p>②事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画・設計図（ロジックモデル）の作成支援 ・広報担当者の設置、育成支援 ・事業進捗管理についての支援 ・事業戦略（中長期事業計画）作成についての支援 ・SNS を活用した広報についての支援 <p>③財源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファンドレイジングについての勉強会・研修会の実施 ・寄付募集チラシ作成支援 ・財務諸表の分析についての支援 ・クラウドファンディングの支援 ・補助金・助成金の情報提供、申請書の作成支援 <p>④環境整備（ちくご川コミュニティ財団が、支援対象団体の活動を円滑に進められるように行う取り組み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象団体・実行団体同士の交流会実施 ・事業や社会課題についての発信、啓発活動 ・JICA 海外協力隊 OB・OG と連携した協力隊人材とのマッチング会の実施

※過去に弊財団の休眠預金活用事業（通常枠）にて実行団体に選定された団体は申請対象外とします。緊急枠で選定された団体は申請可能です。

※支援対象団体に対する資金支援（助成・寄附等）は実施しません。

3章 支援対象となる団体

01 支援対象団体とその役割

支援対象団体は、活動支援団体から助言又は派遣を受けるものであり、民間公益活動の新たな担い手となることが見込まれることから、以下のような役割を期待します。

- ① 将来的に自立した民間公益活動の担い手となり、社会の諸課題の解決に向けた活動に取り組む。
- ② 活動支援団体から必要な非資金的支援を受けることにより、自身が抱える組織や活動における課題を解決し、将来の民間公益活動の自立した担い手として成長・発展することを目指す。
- ③ 自らが設定した目標の達成度やその効果を把握し、活動支援団体にフィードバックすることにより、本制度の一層の改善につなげる。

02 事業の評価

国民の資産である休眠預金等に係る資金の活用に当たっては、その成果を広く国民一般にわかりやすい形で公表し説明責任を果たす必要があります。そのために活動支援団体は事業実施においては、達成すべき成果を事前に明示したうえで、その成果の達成度合いを重視した「社会的インパクト評価」を、自己評価を基本に実施することで成果の可視化に取り組むこととしています。

なお、支援対象団体には、社会的インパクト評価の実施を一律には求めませんが、自らが取り組む組織・活動上の課題解決の進捗状況、自らが設定した目標の達成度や活動支援プログラムによる支援の効果等を把握し、活動支援団体に報告します。

※評価の詳細は、JANPIA の WEB サイトに掲載している、「[休眠預金活用における社会的インパクト評価](#)」をご確認ください。

03 申請資格要件

以下のいずれかに該当する場合は支援対象となりません。

- 宗教の教義を広め儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体

- 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）
- 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体
- 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
- 資金分配団体・活動支援団体の選定若しくは実行団体・支援対象団体の選定を取り消され、その取り消しの日から 3 年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から 3 年を経過しない団体
- 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
 - （ア）禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
 - （イ）法の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
- ガバナンス・コンプライアンスの体制面で、特定の企業・団体等から独立していない団体
- 独立行政法人および国立大学法人

04 申請時の注意事項

- 利益相反防止の観点から、活動支援団体の理事等の役員が支援対象団体の候補団体の役員に就任している場合、又はその逆のケースは、候補団体の申請は不可とします。過去に兼職関係があった場合、退任 6 か月間は当該候補団体による支援対象団体への公募申請はできないものとします。
- 今回申請する活動と、同時期に他の活動支援団体へ申請している又は申請する予定の活動は別事業であることが必要です。採択結果が分からない段階で、複数の活動支援団体に同一活動の申請をすることはできません。
- 今回申請する活動と、既に休眠預金事業（支援対象団体または実行団体）として採択されている活動とは非資金的支援の内容が異なることが必要です。
- 当団体の実行団体として現在事業を実施している団体は、本事業に申請することは出来ません。（緊急枠を除く）

第Ⅱ編 申請について

1章 申請手続き

01 公募期間・スケジュール

公募要領公開	5月15日(木)
公募説明会の開催	6月8日(日) 10:00～ 博多バスターミナル 貸しホール10・11ホール 6月14日(土) 11:00～ 久留米市市民活動サポート センターみんくる 6月15日(日) 10:00～ TKP 小倉駅前カンファレン スセンター第6会議室
個別相談	随時
公募締切	8月22日(金) 17時
審査面談	8月下旬～9月中旬
支援対象団体の審査、内定通知	10月上旬～中旬
支援対象団体決定、 契約締結、事業開始	10月中旬～10月下旬

02 申請方法

弊財団ホームページの支援対象団体の公募ページから、下記に示す申請に必要な書類をダウンロードし、必要事項を記入の上、kyumin_katsudoushien@c-comfund.com までメールにてご送付ください。※申請書類を受領後、受領完了メールを送信いたします。

03 申請に必要な書類

申請は、以下の書類に申請内容を記載いただきます⁵。

分類	申請書類	様式	提出形式	備考	
申請事業ごとに提出する書類	様式 1 支援申請書	指定	PDF	※登録印の押印が必要	
	様式 2 支援対象活動計画書（概要版）	指定	Excel	JANPIA 指定様式です。	
	様式 3 支援対象活動計画書（詳細版）	指定	Excel		
団体ごとに提出する申請書類	様式 4 団体情報	指定	Excel		
	様式 5 役員名簿	指定	Excel	※役員名簿はパスワード必須 ※パスワードは別途活動支援団体に提出	
	定款	—	PDF		
	登記事項証明書（全部事項証明書）	—	PDF	※発行日から 3 ヶ月以内の写し	
	事業報告書	—	PDF	※過去 1 年分。	
	決算報告書類	貸借対照表	—		PDF
		損益計算書（活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等）	—		PDF
監事及び会計監査人による監査報告書 ⁶		—	PDF		

⁵ 申請書類の作成等申請に要する費用、および選定後役務提供契約締結までに要する全ての費用については、各申請団体の負担となります。

⁶ 監事及び会計監査人による監査を受けている場合

04 公募説明会・個別相談の実施

※申請する団体は、公募説明会の参加と個別相談の実施を必須とさせていただきます。

<公募説明会の開催>

(1) 日時と場所 公募期間中、公募要領について説明会を下記の通り 5 回開催します。

【対面】

第 1 回：2025 年 6 月 8 日（日）10:00～15:00

会場：博多バスターミナル 9 階第 10・11 ホール（福岡市博多区博多駅中央街 2-1）

第 2 回：2025 年 6 月 14 日（土）11:00～16:00

会場：久留米市市民活動サポートセンターみんくる（久留米市六ツ門町 3-11 くるめりあ六ツ門 6 階）

第 3 回：2025 年 6 月 15 日（日）10:00～15:00

会場：TKP 小倉駅前カンファレンスセンター（北九州市小倉北区浅野 2 丁目 14-2 小倉興産 16 号館）

第 4 回：2025 年 7 月 6 日（日）14 時～16 時

会場：サンメッセ鳥栖

第 5 回：2025 年 7 月 13 日（日）14 時～16 時

会場：荒尾総合文化センター

第 6 回：2025 年 7 月 21 日（月）14 時～16 時

会場：サンヒルズひた

【オンライン】

第 1 回：2025 年 6 月 25 日（水）18:30～20:00 実施方法：ZOOM

第 2 回：2025 年 7 月 3 日（木）18:30～20:00 実施方法：ZOOM

第 3 回：2025 年 7 月 16 日（水）18:30～20:00 実施方法：ZOOM

第 4 回：2025 年 7 月 31 日（木）18:30～20:00 実施方法：ZOOM

(2) 内容：

公募説明会：公募についての概要説明、質疑応答

公募に向けた組織診断ワークショップ：NPO マネジメントシートを活用し、組織・事業・財源の分析を行う。（特に組織）また数値化することによって団体の強み、課題などを視覚化します。

【具体的な内容】

- ・ NPO マネジメントシートを使ったアンケートに回答（30 分）
- ・ 回答を集計、数値化し各団体へフィードバック（30 分）
- ・ 自団体の強み、弱み、課題の振り返り（45 分）

(3) 実施方法：対面型

(4) 申し込み方法：下記のフォームよりお申し込みください。または下記アドレスに

- ①団体名、②団体所在地、③出席者名・役職、④連絡先（電話番号、メールアドレス）、
- ⑤申請について（a.「申請を決めている」、b.「申請を検討している」、c.「申請は考えていないが制度に興味がある」d.「その他：（理由）」のいずれか）を記載の上ご連絡ください。

(5) 申し込みフォーム：<https://forms.gle/F159gv2j8oEQxgpW7>

メールアドレス：kyumin_katsudoushien@c-comfund.com

（ちくご川コミュニティ財団 休眠預金活用事業窓口）

<個別相談>

(1) 日時：随時

(2) 内容：申請にあたっての疑問、質問事項などを解消

(3) 実施方法：対面もしくはオンライン（ZOOM）にて実施

※申請を決めている団体については現地訪問を行います。

(4) 申込方法：下記のフォームよりお申し込みください。または下記アドレスに

- ①団体名、②団体所在地、③出席者名・役職、④連絡先（電話番号、メールアドレス）、
- ⑤申請について（a.「申請を決めている」、b.「申請を検討している」、c.「申請は考えていないが制度に興味がある」、d.「その他：（理由）」のいずれか）、⑥参加形式（オンライン or 対面）、⑦希望日時（3つ）を記載の上、ご連絡ください。

オンライン希望の方へは受付完了後、個別相談会の Zoom ミーティング情報をお送りします。

(5) 申し込みフォーム：<https://meeting.eeasy.jp/c.comfund/24katsudoushien>

メールアドレス：kyumin_katsudoushien@c-comfund.com

2章 審査結果の通知等

01 審査結果の通知方法

審査の結果は申請団体に対し文書で通知します。

02 審査結果の情報公開

- ⑨ 休眠預金活用事業の原資が国民の資産であることに鑑み、「国民への説明責任」を果たすため、「情報開示の徹底」、「本制度全体の透明性の確保」等が強く求められています。活動支援団体は、採択の有無に関わらずすべての申請団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）をWEBサイトで広く公開します。ただし、民間公益活動を行おうとする個人の場合は、個人情報（氏名、住所等）については、公表の対象から除くものとしします。
- ⑩ 活動支援団体は、選定した支援対象団体の情報（選定した支援対象団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由）を活動支援団体のWEBサイトで広く一般に公開します、但し公開にあたっては、当該支援対象団体の正当な権利又は利益を損なわないように配慮します。
- ⑪ JANPIA では JANPIA の WEB サイト上に活動支援団体の WEB サイトへのリンクを設定するなど、各活動支援団体の支援対象団体の公募の進捗について一般に公開します。また活動支援団体との協議の上、公募に関する情報を、JANPIA の事業報告書・WEB サイトその他の媒体により広く一般に公開できるものとしします。

なお、上記の各公表は、少なくとも支援期間が終了するまで継続します。また、上記に関しては情報公開同意書（支援申請書に記載がある）を提出していただきます。ただし、公表にあたっては、当該支援対象団体の権利・利益を損なわないように配慮します。

3章 審査について

01 選定基準等

支援対象団体は、次の選定基準に基づき選定を行います。

ガバナンス・コンプライアンス	支援を経て、実行団体または資金分配団体として十分なガバナンス・コンプライアンス体制を整備できるか。
事業の妥当性	団体がとらえている課題について、問題構造の把握が十分に行われているか、また、課題解決と担い手育成に対して事業計画（課題の設定、目的、事業内容）が妥当であるか

実行可能性	業務実施体制や計画が適切か
継続性	非資金的支援による効果や仕組みが、支援終了後も継続することが見込まれるか
先駆性（革新性）	社会の新しい価値の創造、仕組みづくりに寄与するか
波及効果	事業から得られた学びが組織や地域、分野を超えて社会課題の解決につながることを期待できるか
連携と対話	多様な関係者との協働、事業の準備段階から終了後までの体系的な対話が想定されているか

※その他選定時の留意事項

- 政治活動や宗教活動等について

申請資格要件に関連して、申請団体が実施する公益事業の目的や活動内容が、政治活動や宗教活動等と明確に区分された内容となっていることが必要です。

- 不選定の損害等

審査の結果、支援対象団体に選定されなかったことによる一切の損害及び本制度に係る法令や政府の運用方針の変更等による損害については、当団体が責任を負うものではありません。

02 優先的に選定される団体

支援対象団体の選定に当たっては、社会的成果の最大化の観点から行います。社会の諸課題解決の手法の多様性、申請団体における役職員の多様性、ジェンダーバランス等が確保されており、様々な社会の諸課題への深い理解と配慮の下で活動している団体を優先して選定します。また、次世代への事業承継や権限委譲の必要性を認識している団体、組織として成長意欲や学ぶ姿勢を持ち、研修等を通じた人材育成に積極的に取り組む団体を評価します。

第III編 選定から活動終了まで

1章 支援の流れ

01 事業期間中の主な流れ

支援対象団体の事業期間中の主な流れは次のとおりです。

項目	時期（予定）	内容
役務提供契約	2025年 10月下旬	支援対象団体と活動支援団体の間で支援内容について、契約を結びます。
組織診断	2025年 11月～	組織評価・組織診断に関する勉強会の実施 NPO マネジメント診断の実施
ヒアリング	2025年 12月～	マネジメント層・現場スタッフへのヒアリング 伴走支援の計画立案、ロジックモデルの作成支援
支援の実施	2026年 3月～事業終了まで	伴走支援計画をもとに伴走支援 組織診断の結果を踏まえ、特に人材に関する支援 【全団体共通の伴走支援】 ①組織 ・組織診断の実施結果をもとに個別伴走支援 ・マネジメント層へのヒアリングを通じ、ビジョン・ミッションの言語化 ・ドラッカーのマネジメントをもとにした人材育成の仕組みの確立 ・人材のマッチング（人材例：JICA 青年海外協力隊経験者等） ・ボランティア・プロボノの確保 ・関係者（企業、行政、他のCSO）との連携についての支援 ・理事会（役員会）運営についての支援 ・規定類整備の支援 【組織診断結果に応じた個別伴走支援】 ②事業 ・事業計画・設計図（ロジックモデル）の作成支援 ・広報担当者の設置、育成支援 ・事業進捗管理についての支援 ・事業戦略（中長期事業計画）作成についての支援 ・SNSを活用した広報についての支援 ③財源 ・ファンドレイジングについての勉強会・研修会の実施 ・寄付募集チラシ作成支援 ・財務諸表の分析についての支援 ・クラウドファンディングの支援 ・補助金・助成金の情報提供、申請書の作成支援
年度末報告	毎年4月	

事業終了時評価	2028年 2月～	支援を受けての成果について報告書を活動支援団体へ提出します。
---------	--------------	--------------------------------

02 役務提供契約及びその要点

役務提供契約は、事業の実施に関して必要な事項を定めた JANPIA 指定の役務提供契約書（ひな型）により行います。原則、この役務提供契約は変更できません。以下、役務提供契約の要点を記載します。詳細については役務提供契約書（ひな型）をご参照ください。

3 進捗管理、各種報告

活動支援団体は支援対象団体の進捗管理を行います。原則として毎月1回以上、対面形式（WEB 会議を含む）による進捗状況について協議を行います。

また、支援対象団体は、役務提供契約に基づき、休眠預金助成システムを用いて原則として6か月ごとに民間公益活動の進捗状況の報告を行います。さらに、各事業年度が終了するごとに翌月までに事業の報告を行います。

4 不正行為等について

違法行為等が疑われる場合には、直ちに活動支援団体に通知し不正行為等の是正のために必要な措置を講ずるものとします。

なお、支援対象団体は不正行為等の事案が明らかになった場合は、当該事案が発生した原因を究明し、再発の防止のための措置を講ずるとともに、その事案の内容等について活動支援団体に報告し公表することとします。

5 支援対象団体の選定及び監督

活動支援団体は、支援対象団体の選定に当たっては、支援対象団体の多様性に十分配慮するとともに、採択結果が特定の団体等に偏らないよう留意します。なお、活動支援団体と支援対象団体は役務提供契約を締結し、事業の進捗状況の把握と緊密な連携を行います。

6 事業の評価

休眠預金制度の事業の実施に当たっては、達成すべき成果を事前に明示したうえで、その成果の達成度合いを重視した「社会的インパクト評価」を実施することで、成果の可視化に取り組むこととしています。活動支援団体が活動支援プログラムの評価をしますので、そのために必要な情報の提供に協力してください。

7 シンボルマークの活用

休眠預金等を活用して実施する事業であることを示すためのシンボルマーク⁷を表示してください。具体的な利用方法については、JANPIA が別途定める「シンボルマーク利用手引き」をご参照ください。

8 情報公開

活動支援団体は、支援対象団体の公募に当たって、公募要領や公募に必要な書式につい

⁷ [シンボルマークのダウンロード](#)、[シンボルマークの規程](#)、[手引き等](#)

て自団体の WEB サイトで公表します⁸。なお、JANPIA は、活動支援団体及び支援対象団体が助成システムへ登録した情報のうち公開情報として登録された情報について、広く一般に公開できるものとします⁹。

9 選定の取消し

活動支援団体は、支援対象団体が次のいずれかに該当すると判断した場合、選定の取消し、又は本支援対象活動の全部若しくは一部の停止を求めることができます。支援対象団体は、この求めに応じる必要があります。さらに、選定を取り消され、その取消の日から3年を経過しない団体は、活動支援団体の選定に申請することができません。

- 本支援対象活動の適正かつ確実な実施が困難であるとき
- 不正行為等があったとき
- 関連法規等に基づく措置、処分等又は役務提供契約に違反したとき
- 上記に掲げる事由のほか、本契約が解除された場合、その他事業の適正な遂行が困難と認められるとき

2章 その他

01 個人情報の取扱いについて

全ての個人情報について、不正アクセス、盗難、持ち出し等による紛失、破壊、改ざん及び漏えい等が発生しないように適正に管理し、必要な予防・是正等の適切な安全管理措置を講じます。また、個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、適切な委託先を選定するとともに、委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結し、さらに、委託先において個人情報の適正な管理が行われるよう管理・監督します。

お問い合わせ先

[活動支援団体名] 一般財団法人ちくご川コミュニティ財団

[住所] 〒830-0048 福岡県久留米市梅満町 563

[連絡先] TEL：0942-34-5600 FAX：0942-34-5777

[Email] kyumin_katsudoushien@c-comfund.com

(ちくご川コミュニティ財団 休眠預金活用事業窓口 担当：庄田、小林)

※お電話でのお問い合わせは公募要領公開日から申請書類提出締切日までの
平日 10:00～12:00 及び、13:00～17:00 に受付いたします。

⁸ 公募終了時に、申請した団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）、さらに採択団体決定時に、選定した支援対象団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由を当該活動支援団体の WEB サイトで少なくとも支援期間が終了するまで一般に公表します。

⁹ これらの事業の情報に関して JANPIA は、活動支援団体および支援対象団体と協議の上、JANPIA の事業報告書・WEB サイトその他の媒体により広く一般に公開できるものとします。

